

## 令和2年11月に海難審判所で言い渡された裁決20件が、ホームページに掲載されました(令和3年1月)

区分	海難審判所(東京) 2件 2隻	地方海難審判所(函館2、仙台1、横浜3、神戸5、広島3、門司2、長崎1、那覇1) 18件 27隻
海難種類(件)	乗揚2 計2件	衝突9、乗揚5、施設等損傷2、衝突(単)1、死傷等1 計18件
関係船舶(隻)	貨物船1、遊漁船1 計2隻	モーターボート10、漁船8、貨物船3、作業船2、遊漁船1、遊覧船1、旅客船1、調査船1 計27隻
死傷等(人)	死亡0、負傷12 計12人	死亡0、負傷10 計10人

上記のうち、海難審判所(東京)の裁決2件について、“概要版”を作成しました  
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

- ① 青森県尻屋埼東北東方沖合で、貨物船が大根(\*暗岩)に乗り揚げて浸水し、のちに廃船処理された事例  
荒天避難のため関根浜港北方沖合に向けて北上中、手動操舵に当たっていた船長が、大きな横揺れを抑えるための操舵に気をとられ、折からの風波に圧流され、大根に乗り揚げた  
\*暗岩:最低水面より下にある岩
- ② 愛媛県田ノ島の南東岸で、遊漁船が乗り揚げて多数の負傷者が発生した事例  
釣り場を移動する遊漁船が、緩やかに左旋回しながら北上中、船長が考え事をしていて田ノ島南東岸に乗り揚げ、釣り客等12人が負傷した

海難防止への  
インフォメーション

# ① 貨物船A(499ト) 乗揚事件

(貨物船が、荒天避難のため尻屋埼沖を北上中、大根(暗岩)に乗り揚げた)

**【海難概要】** 貨物船A(499トン、石灰石1,718トン積載、5人乗組)が、夜間、荒天避難のため関根浜港北方沖合に向け北上中、尻屋埼東北東方沖合の大根に乗り揚げ、両舷ビルジキールに曲損、船底外板に亀裂や破口を伴う凹損を生じて浸水し、のち廃船処理された

## (関連情報)

- 青森地方気象台は、青森県東通村及び付近の海域に、大雨警報、強風、波浪、雷及び濃霧の各注意報を発表し、外海で最大風速毎秒18メートル、波高3メートルに達すると予報していた
- A船は、八戸港に向け尻屋埼沖を南下したが、船体動揺により機関への負荷が増大し、機関の回転数を下げても船体動揺が収まらなかったため引き返すこととし、関根浜港北方沖合へ避難するため、反転して北上した

## 《原因》

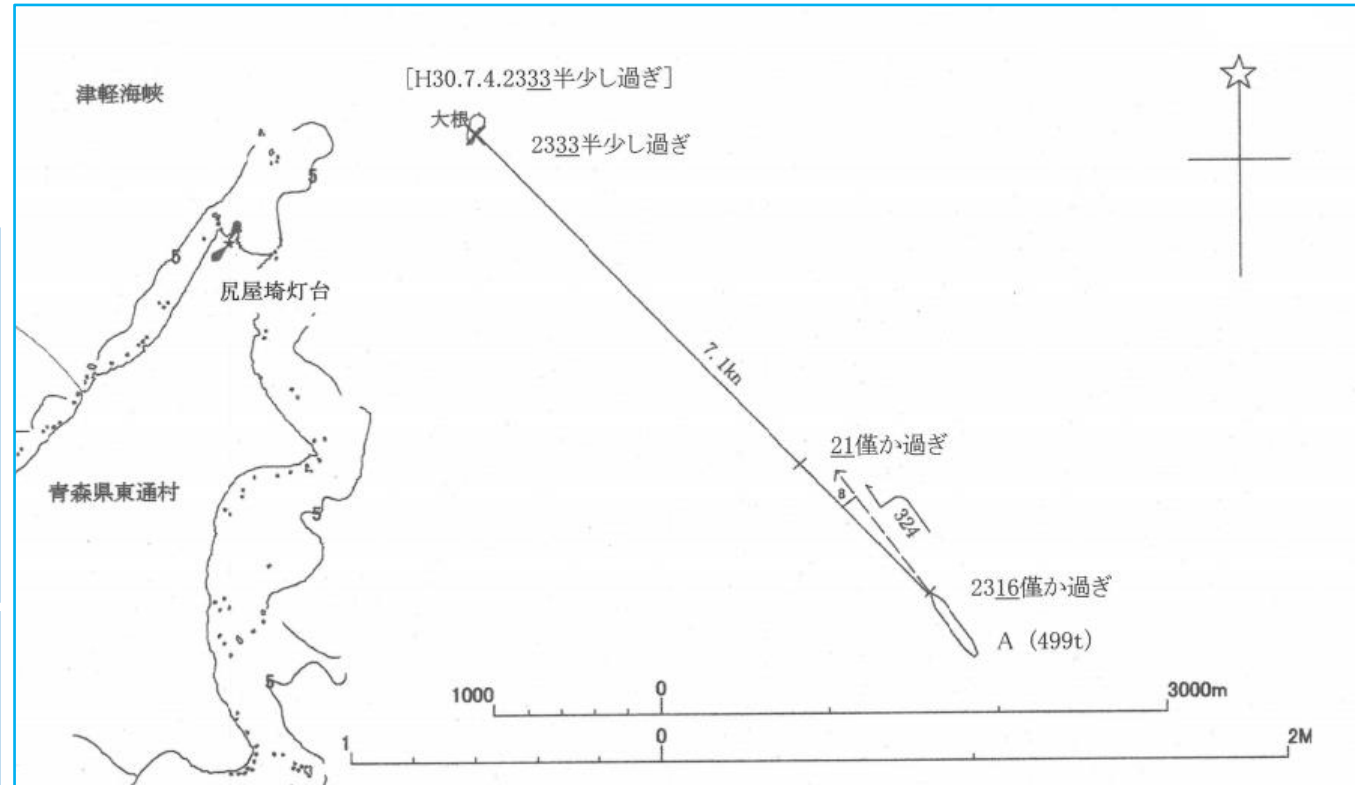
A船: 船位の確認が不十分で、大根に向かって進行した

- \* 船長(船橋当直者)は、電子海図システムで大根との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべきであった

## 《背景》

- 船長は、大きな横揺れを抑えるための操舵に気を取られていた
- 豪雨で尻屋埼灯台の灯光が見えず、調整を行ってもレーダー映像の判別が困難であった
- 右舷船尾からの風波によって大きく横揺れしながら左方に8度圧流されていた
- 天候は雨で(\*)風力6の東南東風が吹き、乗揚地点付近には波高約2mの波浪があった

\* 風力6: 風速10.8m/s~13.9m/s



**【発生日時】** 平成30年7月4日 23時33分半少し過ぎ  
**【発生場所】** 青森県尻屋埼東北東方沖合の大根  
**【死傷者】** なし  
**【損傷等】** ビルジキール曲損、船底外板に亀裂や破口を伴う凹損

**【受審人】** 船長: 一級海技士(航海) → **《懲戒》** 1箇月業務停止

海難防止への  
インフォメーション

## ② 遊漁船A(4.9トン) 乗揚事件

(遊漁船が、釣り場を移動中、緩やかに左旋回しながら北上して田ノ島南東岸に乗り揚げた)

【海難概要】 遊漁船A(4.97トン、釣り客10人乗船、2人乗組)が、夜間、野<sup>のぐつなしま</sup>忽那島の東方沖合を、同島北方沖合の釣り場に向けて航行中、緩やかに左旋回しながら田ノ島南東岸に乗り揚げ、釣り客10人、船長及び甲板員が負傷した

## 【発生日時】

令和元年11月2日21時30分半僅か過ぎ

## 【発生場所】

愛媛県田ノ島南東岩

## 【死傷者】

負傷12人(釣り客10人、船長、甲板員)

## 【損傷等】

船首部及び船底に破口

## (関連情報)

- ・A船は、前部甲板に4個、後部甲板に3個の作業灯が設置され、釣り客が釣りの仕掛け直しなどができるよう、各作業灯を点灯していた
- ・A船は、3台のGPSプロッターが備えられていた
- ・A船は、12.8ノットから増速しながら北上し、乗り揚げたときには、18.5ノットの速力となっていた

## 《原因》

A船：野忽那島北方沖合の釣り場に向けて航行中、船位の確認が不十分で、田ノ島南東岸に向け緩やかに左旋回しながら進行した

\* 船長は、GPSプロッターを活用するなどして、船位の確認を十分に行うべきであった

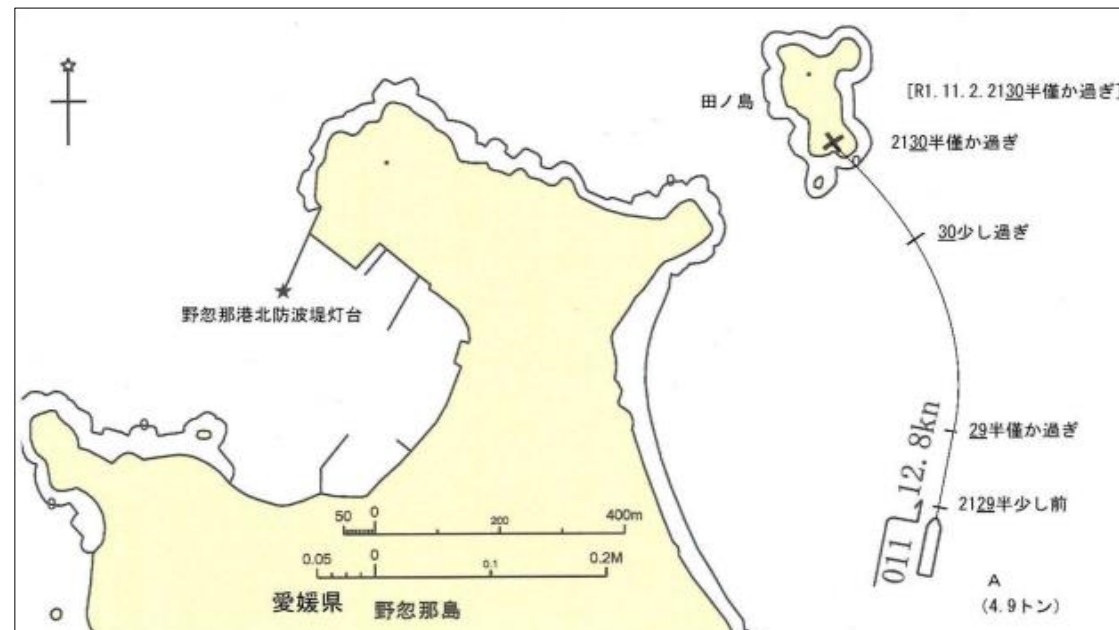
## 《背景》

・この日は釣果がなく、船長は、どうすれば釣果を得られるか考え事をしていて、田ノ島に接近する状況に気付かなかった

・(\*)暗夜で、陸岸の明かりがない田ノ島を視認できない状況であった

(\*)月明かりがない夜(本件時、月齢5.4、月没時刻21時36分)

・船長は、野忽那島北方沖合に向けるつもりで僅かに左舵をとり、緩やかに左旋回を開始するとともに増速を開始した



[受審人]

《懲戒》

船長：小型船舶操縦士 → 1箇月業務停止